

処 分 基 準

平成29年 4 月 1 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 8 条
処 分 の 概 要：警備業の認定の取消し
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 4 条（認定）、第 7 条（認定証の有効期間の更新）
処 分 基 準： 警備業法第 8 条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、認定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第 3 条第 1 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話0952-24-1111内3033） 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂